

平和堂財団
2023年度 高校在学学生育英奨学生募集要項

公益財団法人平和堂財団では、滋賀県内の高等学校又は特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という)に学ぶ生徒で、経済的な理由で修学の継続が困難な者に対し、育英奨学金を給付し、その学習活動を支援します。

1.募集の人員(2023年度新規給付奨学生)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1)1年生(新入生)対象 | 滋賀県内で 14名 |
| (2)2・3・4年生(在学学生)対象 | 滋賀県内で 16名(程度) |

2.給付の内容

(1)育英奨学金の給付額

月額**2万円(年額24万円)**を給付します。返済の必要はありません。

(2)育英奨学金の給付期間(給付予約期間)

2023年4月から正規課程の最短修了年限の終期までの給付を予約します。ただし、毎年、新学期に給付の継続手続きが必要です。

なお、単位制課程の生徒については、給付期間を別に定めます。

(3)育英奨学金の給付方法

①毎年、前期分と後期分に分け、それぞれ6ヶ月分ずつまとめて給付します。

- | | |
|---------------------|--------|
| ・前期分(4月分から9月分まで) | 5月に給付 |
| ・後期分(10月分から翌年3月分まで) | 11月に給付 |
- ただし、新規給付初年度(2023年度)の前期分の育英奨学金は、後期分給付時にまとめて一括給付します。

②育英奨学生又は保護者(又は後見人)の指定する金融機関の口座に振込送金します。ただし、給付時に高等学校に在学していない者及び休学している者には給付しません。

3.応募者の資格

2023年4月に滋賀県内の高等学校に新しく1年生として入学した者(新入生)及び2・3・4年生年生として在学している者(在学学生)で、正規課程の最短修了年限での卒業が確実に見込める者のうち、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者に限ります。ただし、県外に居住している者及び県外からの寄宿者は除きます。

- (1)経済的な理由により修学の継続が困難で、正規課程の修了年限まで援助が必要と認められる者
- (2)人物、学業ともに優れ、かつ向学心に燃えている者
- (3)心身ともに健全な者
- (4)他の団体や財団などから同種類の奨学金(返済義務のない奨学金)等の給付が同額(月額2万円)を超えた額を受けていない者

教室揭示

4.募集の方法

当財団は、在学学校長に応募資格者の選考と推薦を依頼し、推薦があった者を応募者として受け付けます。

5.提出書類

- (1)高校在学学生育英奨学金給付申請書
- (2)奨学金申請者家族調書(別記様式)
- (3)在学学校長の推薦書(別記様式第2号)
- (4)調査書(各校所定用紙。学習成績概評欄は、記入不要)
(学業成績、出欠状況等を記入。調査書形式以外でも可)
- (5)生計を一にする家族の前年度の総収入の合計を証明できる書類等(写し可)

※(3)(4)の書類は学校で準備します。

応募を考えている方へ

書類配布期間 9月5日(火)～9月15日(金)
教務課 樋口まで取りに来てください。

書類学校提出締め切り 9月27日(水)

学校から推薦できる人数が、1 年生対象・2 年生以上対象それぞれに 1～2 名程度になっていますので、応募者多数の場合は選考会議にて推薦者を決定します。

詳細は書類を渡すときに説明します。締め切り厳守でお願いします。

不明な点は教務課 樋口 まで